

子発0115第12号
平成30年1月15日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省子ども家庭局長
(公印省略)

「保育士養成課程修了証明書等について」の一部改正について

「保育士養成課程修了証明書等について」（平成15年12月8日付け雇児発第1208001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の一部を別添のとおり改正し、平成30年1月15日より施行することとしたので、通知する。

(別添)

「保育士養成課程修了証明書等について」 新旧対照表 (下線部: 変更箇所)

改正後	改正前
<p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p>保育士養成課程修了証明書等について</p> <p>保育士の養成については、かねてより御配慮を煩わしているところである。 さて、「児童福祉法の一部を改正する法律（平成13年法律第135号）」等の一部の施行に伴い、保育士養成に関する規定が整備されたところであるが、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の6第1号の規定による厚生労働大臣の指定する保育士を養成する学校その他の施設（以下「指定保育士養成施設」とする。）を「児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号の指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法」（平成13年厚生労働省告示第198号。以下「告示」という。）に定める教科目の一部を修めないうで卒業し、その後その教科目を修めた者、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第6条の11第2項の規定による保育士試験免除の指定科目を専修した者及び指定保育士養成施設の科目履修等により教科目を修得した幼稚園教諭免許を有する者に交付する証明書を別紙様式1から3のとおり定めており、また、平成25年8月8日の一部改正により、幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格特例に関する証明書の別紙様式4を定めているところ。</p> <p><u>今般、平成30年1月15日の一部改正により、指定保育士養成施設の科目</u></p>	<p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p>保育士養成課程修了証明書等について</p> <p>保育士の養成については、かねてより御配慮を煩わしているところである。 さて、「児童福祉法の一部を改正する法律（平成13年法律第135号）」等の一部の施行に伴い、保育士養成に関する規定が整備されたところであるが、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の6第1号の規定による厚生労働大臣の指定する保育士を養成する学校その他の施設（以下「指定保育士養成施設」とする。）を「児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号の指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法」（平成13年厚生労働省告示第198号。以下「告示」という。）に定める教科目の一部を修めないうで卒業し、その後その教科目を修めた者、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第6条の11第2項の規定による保育士試験免除の指定科目を専修した者及び指定保育士養成施設の科目履修等により教科目を修得した幼稚園教諭免許を有する者に交付する証明書を別紙様式1から3のとおり定めているところ。<u>今般、平成25年8月8日の一部改正により、幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格特例による様式4を定めたので</u>、御了知の上、取扱いに遺憾のないようお願いする。</p>

履修等により教科目を修得した社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である者に交付する証明書の別紙様式5を定めたので、御了知の上、取扱いに遺憾のないようお願いする。

また、「保育士資格証交付について」（平成12年3月31日児発第364号厚生省児童家庭局長通知）は、廃止する。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的助言として発出するものであることを申し添える。

記

1～2 （略）

3 指定保育士養成施設の科目履修等により教科目を修得した幼稚園教諭免許を有する者について

指定保育士養成施設の長は、教科目を修めた幼稚園教諭免許を有する者の要請に対し、「保育士試験の実施について」の一部改正について（平成21年10月9日雇児発1009第1号）に定める修得教科目に応じた試験免除科目（別表1①）について、別紙様式（3）による幼稚園教諭免許所有者保育士試験免除科目専修証明書を交付すること。

4 指定保育士養成施設の科目履修等により特例教科目を修得した幼稚園教諭免許を有する者について

指定保育士養成施設の長は、「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準」の一部改正について（平成25年8月8日雇児発0808第2号）の別紙4に定める教科目（以下「特例教科目」という。）を修めた幼稚園教諭免許を有する者の要請に対し、「保育士試験の実施について」の一部改正について（平成25年8月8日雇児発0808第1号）に定める修得教科目に応じた試験免除科目（別表1②③）について、別紙様式（4）による幼稚園教諭免許所有者保育士試験免除科目専修証明書（特例教科目）を交付すること。

また、「保育士資格証交付について」（平成12年3月31日児発第364号厚生省児童家庭局長通知）は、廃止する。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的助言として発出するものであることを申し添える。

記

1～2 （略）

3 指定保育士養成施設の科目等履修により教科目を修得した幼稚園教諭免許を有する者について

指定保育士養成施設の長は、教科目を修めた幼稚園教諭免許を有する者の要請に対し、「保育士試験の実施について」の一部改正について（平成21年10月9日雇児発1009第1号）に定める修得教科目に応じた試験免除科目（別表①）について、別紙様式（3）による幼稚園教諭免許所有者保育士試験免除科目専修証明書を交付すること。

4 指定保育士養成施設の科目等履修により特例教科目を修得した幼稚園教諭免許を有する者について

指定保育士養成施設の長は、「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準」の一部改正について（平成25年8月8日雇児発0808第2号）の別紙4に定める教科目（以下「特例教科目」という。）を修めた幼稚園教諭免許を有する者の要請に対し、「保育士試験の実施について」の一部改正について（平成25年8月8日雇児発0808第1号）に定める修得教科目に応じた試験免除科目（別表②③）について、別紙様式（4）による幼稚園教諭免許所有者保育士試験免除科目専修証明書（特例教科目）を交付すること。

5 指定保育士養成施設の科目履修等により教科目を修得した社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である者について

指定保育士養成施設の長は、教科目を修めた社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である者の要請に対し、「保育士試験の実施について」に定める修得教科目に応じた試験免除科目（別表2）について、別紙様式（5）による社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士保育士試験免除科目専修証明書を交付すること。

6 証明書の取扱いについて

(1) 1から5までの証明書は当該学校又は施設の長が発行するものとし、その発行の日は、1、3、4及び5については学校又は施設で所定の学科目及び所要時間を履修したとき、2については学校又は施設で所定の学科目及び所要時間を履修しかつ卒業したときに、本人に交付すること。

(2)～(4) (略)

(5) 指定保育士養成施設の長が5の証明書を発行するときは、試験免除科目に応じた当該施設における養成課程の教科目名を記入すること。

(新設)

5 証明書の取扱いについて

(1) 1、2、3及び4の証明書は当該学校又は施設の長が発行するものとし、その発行の日は、1、3及び4については学校又は施設で所定の学科目及び所要時間を履修したとき、2については学校又は施設で所定の学科目及び所要時間を履修しかつ卒業したときに、本人に交付すること。

(2)～(4) (略)

(新設)

別紙様式（１）～（４）（略）

別紙様式（５）

社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士保育士試験免除科目専修証明書

氏 名

生年月日

上記の者は児童福祉法施行規則第6条の11第2項の規定による下記の学科
目を専修したことを証明する。

<u>試験免除科目</u>	<u>修得した養成課程の教科目名</u>
二	
二	
二	
二	

年 月 日

学校（施設）所在地

学校（施設）名称長名（印）

（ 年 月 日 第 号 指定）